

手口と対処法を知って被害を防ぎましょう

年末年始は  
被害も増加

# 悪質商法と振り込め詐欺

悪徳商法や振り込め詐欺による被害が多発しています。手口は年々巧妙化し、注意していても被害が後を絶ちません。また、慌ただしさを増す年末年始には、被害が増加することも予想されます。

年間で約4,500件の相談が寄せられる消費者センターでは、被害に遭った方の相談を未然に防ぐための啓発事業を展開しています。困ったときは一人で悩まず、早めに相談しましょう。

問 消費者センター☎(5662)7637



©NEW KOMEITO

## 被害の実例～こんな手口にご用心！～

### ●催眠商法

「格安」「無料」のチラシを見て販売会場に行ったら、大勢の人が競い合うように商品を買っていた。そのうち、健康器具の紹介になり、気付いたら100万円以上購入していた。

→高額商品は必要性を考えてから契約しましょう

### ●詐欺まがいの未公開株取引

株取引仲介業者から案内状が届き、上場予定の未公開株を購入するよう勧誘された。「今買えば、上場した際に2倍の価値で買い戻す」と書いてあり、100万円支払った。2か月後、業者に電話をしたが連絡がつかず、上場もうそと知った。

→「必ずもうかる」などの情報は疑いましょう

### ●海外宝くじ商法

海外から郵便物が届き、「宝くじの賞金を受け取る候補者に選ばれ、手数料を払うと権利が保証されます」と記載されていた。チャンスと思い手数料を払ったが、賞金は届かない。

→国内での海外宝くじの購入は法律違反です

### ●振り込め詐欺

区役所職員を名乗る人から電話があり、「医療費（税金）を還付するので近くのATMへ」と言われるままに手続きをしたら、自分の銀行口座から30万円を振り込んでいた。

→区役所がATMの操作を案内することはありません

一人で悩まず、消費者センターにご相談を！

## クーリング・オフは消費者の味方

クーリング・オフは、訪問販売や電話による勧説で契約をした場合に、契約書を受け取った日から8日間以内であれば、契約を解除できる制度です。若い世代の方が陥りやすいマルチ商法（連鎖販売取引）や内職商法（仕事の紹介を名目に商品などを買わせる契約）は、20日間以内であれば契約を解除できます。

制度の対象となる契約や解除通知書の書き方など、詳しくは消費者センターにお問い合わせください。



## 周囲の見守りが被害を防ぎます

ねら  
悪質商法や振り込め詐欺は、熟年者や一人住まいの方を狙っています。友人や近所の方が被害に遭っていると気付いたら、本人に確認して消費者センターへの相談を勧めましょう。

### 消費者センター

相談専用電話 ☎(5662)7637

相談窓口 グリーンパレス1階

相談時間 月～金曜（祝休日を除く）9時～16時



### あなたの街の区民相談は

## 区議会議員 堀江そういちまで

E-mail	horie@e-komei.com
URL	<a href="http://www.komei.or.jp/giin/edogawa/horie_souichi">http://www.komei.or.jp/giin/edogawa/horie_souichi</a>
自宅	〒133-0057 江戸川区西小岩2-17-1-603 電話:3658-8597 江戸川区中央1-4-1 電話:5662-5112（直通）
区議会 公明党控室	

### 議会での役割

- 区議会公明党副幹事長
- 文教委員会委員
- 街づくり防災対策特別委員会委員
- 消防団運営委員

### 堀江そういち プロフィール

- 昭和34年3月5日生まれ  
昭和53年 都立小岩高等学校 卒業  
昭和53年 税理士事務所 入所  
平成19年4月 区議会議員初当選

### 法律相談について（無料）

日 程 第1週～第4週の金曜日  
場 所 江戸川区役所公明党控え室  
時 間 午後2時～午後4時

#### お申し込み方法

- 当日、公明党控え室で朝9時より申し込み受付をしております。  
(相談開始は受付順で午後2時からです)

- お問い合わせ先

電話:5662-5112